

目次

I 全体

1	諮問・答申件数	1
2	答申結果の分類	2
3	平均処理期間・審議回数	3
4	口頭意見陳述, 口頭説明聴取等の実績	3
5	インカメラ	3
6	ヴォーンインデックス	3
7	特徴のある事件	4
8	その他	7
9	総会（委員の全員をもって構成する合議体）及び運営会議	7
10	各部会の調査審議回数	7

II 情報公開

1	諮問・答申件数	9
2	答申結果の分類	9
3	平均処理期間・審議回数	10
4	口頭意見陳述, 口頭説明聴取等の実績	10
5	インカメラ	11
6	ヴォーンインデックス	11
7	特徴のある事件	11
8	その他	13

III 個人情報保護

1	諮問・答申件数	14
2	答申結果の分類	15
3	平均処理期間・審議回数	15
4	口頭意見陳述, 口頭説明聴取等の実績	16
5	インカメラ	16
6	ヴォーンインデックス	16
7	特徴のある事件	16
8	その他	18

IV 付言の実績	20
----------	----

令和4年度の調査審議等の状況

(令和4年4月～令和5年3月)

I 全体

1 諮問・答申件数

令和4年度の諮問件数は1,319件、答申件数は1,139件である。

なお、平成13年度から令和4年度までの総諮問件数は20,805件、総答申件数は18,869件であり、令和4年度末時点で審議中の件数は1,166件である。

○情報公開関連と個人情報保護関連の総計

[令和4年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
情報公開	973	809	49
個人情報保護	346	330	5
合計	1,319	1,139	54

[令和4年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
行政機関	1,147	1,008	52
独立行政法人等	172	131	2
合計	1,319	1,139	54

[平成13年度～令和4年度]

(単位：件)

	諮問件数 (a)	答申件数 (b)	取下件数 (c)	審議中の件数 (令和4年度末) (a-b-c)
行政機関	18,118	16,468	620	1,030
独立行政法人等	2,687	2,401	150	136
合計	20,805	18,869	770	1,166

(注1) 答申件数の行政機関と独立行政法人等の別は諮問時の別による。

(注2) 諮問件数等は、情報公開審査会（平成17年4月1日の情報公開・個人情報保護審査会設置法施行前の名称）の実績との累計である。以降、本資料において共通。

1-1 中間答申

令和4年度においては、情報公開・個人情報保護審査会運営規則24条3項の規定に基づく中間答申の実績はなかった。

1-2 取下げ

令和4年度における諮問事件の取下げは、合計で54件であり、その内訳は以下のとおりである。

(取下げ件数及び理由の内訳)

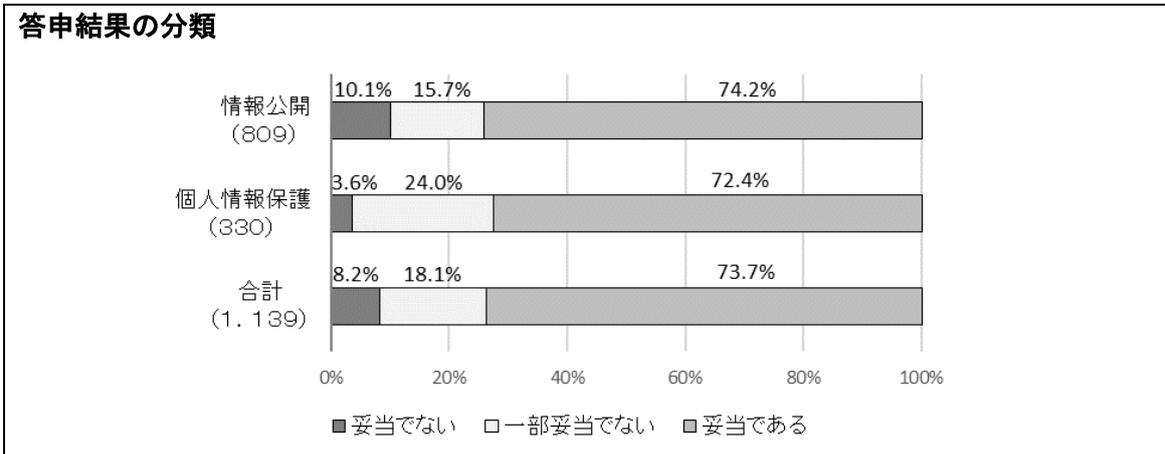
諮問種別	行政機関	独立行政法人等	合計
情報公開	47件	2件	49件
個人情報保護	5件	0件	5件
合計	52件	2件	54件

取下げ理由	件数
不服申立人の自主的な取下げ	26件
審査会意見通知	15件
全部開示	8件
改めて開示決定等を実施	2件
却下	2件
その他	1件
合計	54件

2 答申結果の分類

令和4年度に出された答申件数(1,139件)のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの(一部妥当でないとしたものを含む)は、300件(26.3%)である。

	情報公開	個人情報保護	合計
諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	82件 (10.1%)	12件 (3.6%)	94件 (8.2%)
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	127件 (15.7%)	79件 (23.9%)	206件 (18.1%)
小計(諮問庁の判断は妥当でない(一部妥当でないも含む)としたもの)			300件 (26.3%)
諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	600件 (74.2%)	239件 (72.4%)	840件 (73.7%)
合計	809件 (100%)	330件 (100%)	1,139件 (100%)

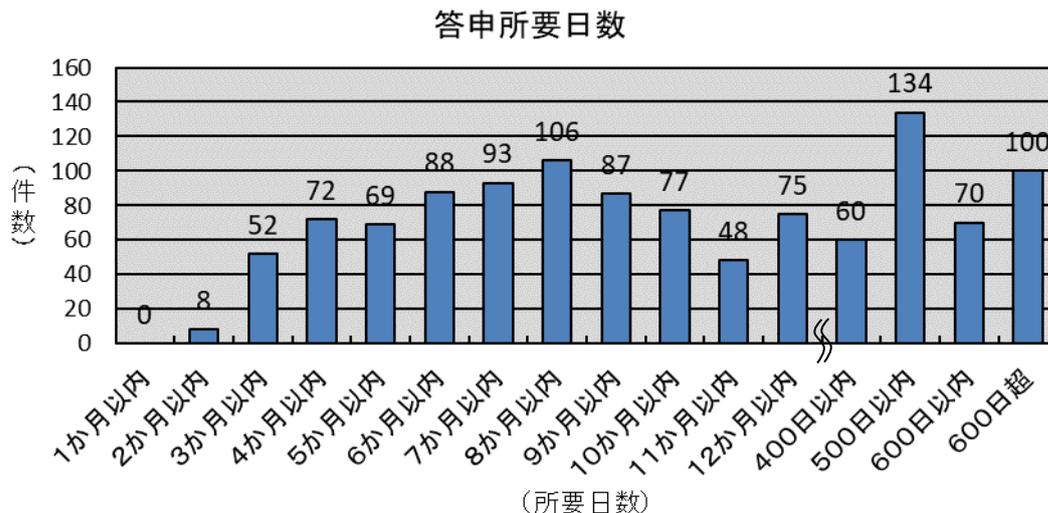


3 平均処理期間・審議回数

令和4年度の答申（1, 139件）について、平均処理期間は321.1日、平均審議回数は2.5回であり、最短の事件では51日で処理が終了しており（令和4年度（行個）答申第8号ないし第12号）、最長の事件では1,428日かかっている（令和4年度（行情）答申第297号）。

なお、インカメラ決定のみであった審議を除いた平均審議回数は2.1回である。

答申までの所要日数の分布をみると、全体の約2分の1は9か月以内で答申を出しており、全体の約4分の3は400日以内に答申を出している。



4 口頭意見陳述、口頭説明聴取等の実績

令和4年度の答申（1, 139件）についてみると、

- (1) 不服申立人等から口頭意見陳述の聴取を行った実績はない。
- (2) 諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものはない。
- (3) 令和4年度に不服申立人等の口頭意見陳述及び諮問庁の口頭説明の聴取を地方において行った実績はない。
- (4) 調査審議の経過欄に、「参考人」と記載のあるものはない。なお、審査会発足以降の実績は、後掲の別表のとおりである。

5 インカメラ

令和4年度の答申（1, 139件）についてみると、対象文書又は対象保有個人情報を見分したとの記載があるのは533件である。

(注) 答申の調査審議の経過欄に、「本件対象文書の見分」等と記載されている答申数である。対象文書等が存在しない場合、存否応答拒否の正当性が争われている場合、一定の様式に記入された個人情報であり、その記載項目によって開示・不開示の判断が可能な場合など、事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

6 ヴォーンインデックス

令和4年度の答申（1, 139件）についてみると、諮問庁から情報公開・個人情報保護審査会設置法（以下「設置法」という。）9条3項の資料（ヴォーンインデックス）の提出を受けたとの記載があるものはない。

(注) ただし、ヴォーンインデックスと呼ぶことが適当であるかどうかは別として、諮問庁が自主的に、あるいは事務局の要請に応じて開示請求対象文書等の内容を整理した資料を提出している場合がある。

7 特徴のある事件

不存在事件，存否応答拒否事件等の特徴のある諮問事件については，以下のとおりである。

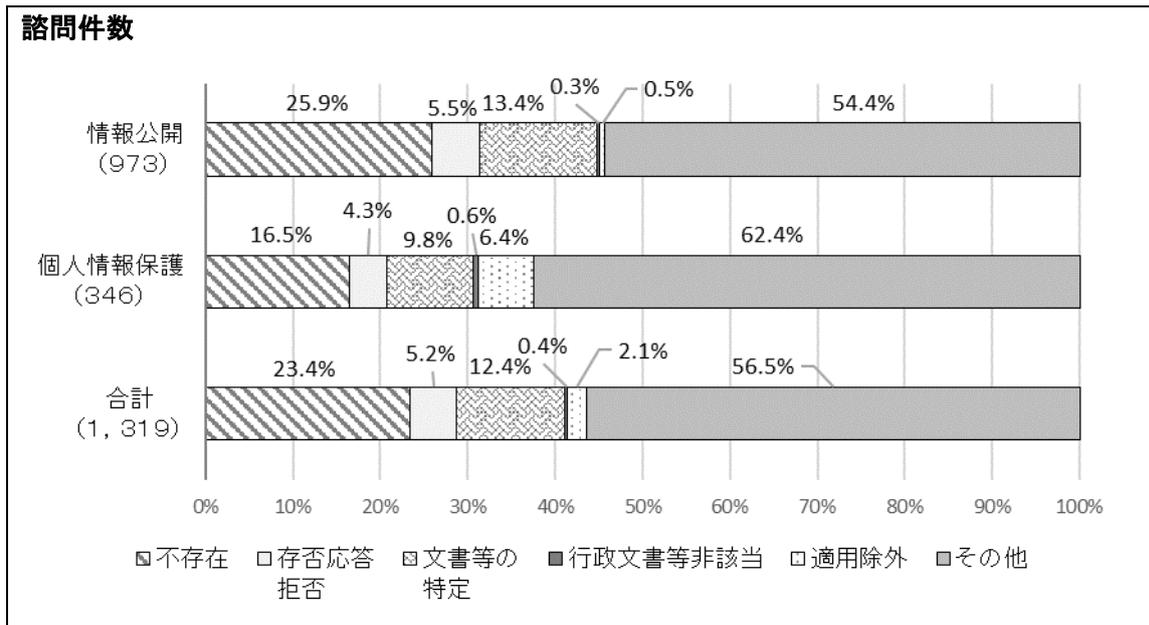
(諮問)

(単位：件)

	情報公開	個人情報保護	合計
不存在事件	252	57	309
存否応答拒否事件	54	15	69
文書等の特定を争う事件	130	34	164
逆FOIA事件	0	0	0
行政文書等非該当事件	3	2	5
適用除外事件	5	22	27
その他事件	529	216	745
合計	973	346	1,319

(注1) 「不存在事件」，「存否応答拒否事件」，「文書等の特定を争う事件」，「行政文書等非該当事件」，「適用除外事件」とは，当該特徴のみを争った諮問事件をいう。以降，本資料において共通。

(注2) 答申に至るまでに争点が変わることにより，分類が変わることがあるので，上記の数は変動することがある。以降，本資料において共通。

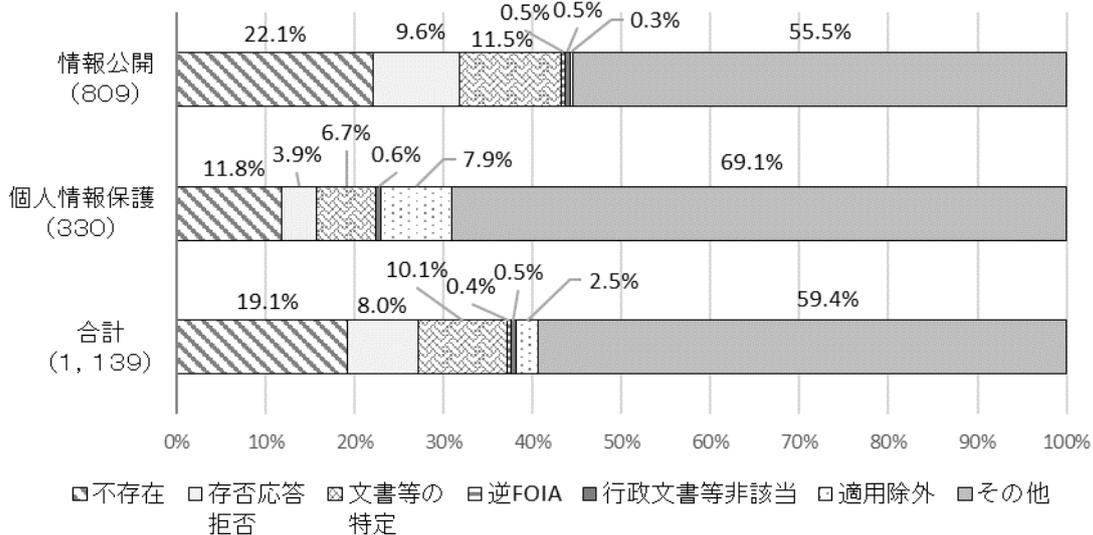


(答申)

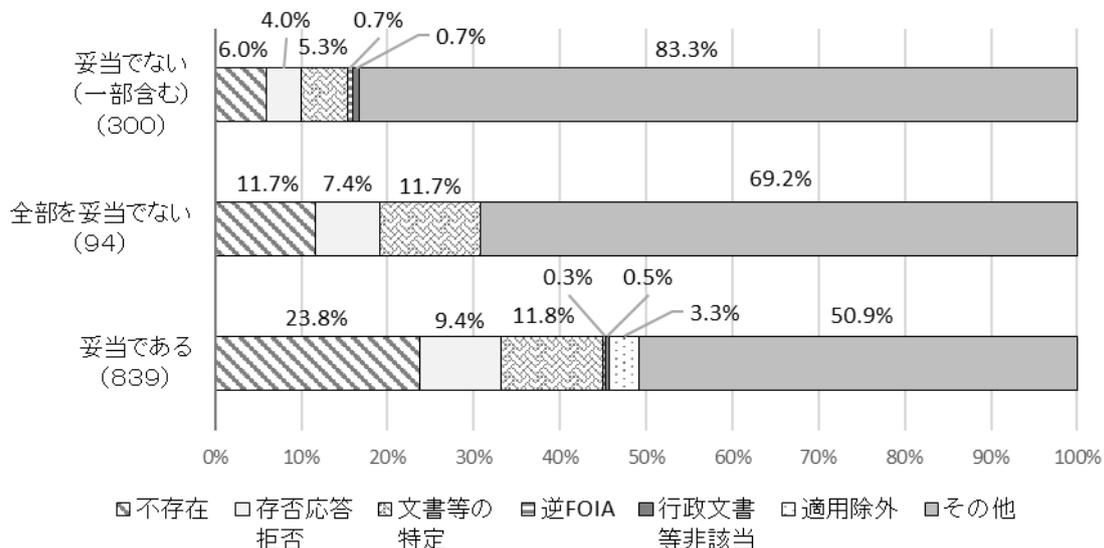
(単位：件)

	答申件数			答申結果別の内訳			
	情報公開	個人情報保護	合計	妥当でない		妥当である	
				全部を妥当でない	一部妥当でない		
不存在事件	179	39	218	18	11	7	200
存否応答拒否事件	78	13	91	12	7	5	79
文書等の特定を争う事件	93	22	115	16	11	5	99
逆FOIA事件	4	0	4	2	0	2	2
行政文書等非該当事件	4	2	6	2	0	2	4
適用除外事件	2	26	10	0	0	0	28
その他事件	449	228	677	250	65	185	427
合計	809	330	1,139	300	94	206	839

答申件数



答申結果別の内訳



7-1 不存在事件

不存在事件については、令和4年度に309件（情報公開252件，個人情報保護57件）の諮問を受け、令和3年度以前の諮問も含め、218件（情報公開179件，個人情報保護39件）について答申を出している。

この不存在事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたもの（文書が存在するとしたもの等）は、11件あり、情報公開関連が9件（注1），個人情報保護関連が2件（注2）である。

（注1）令和4年度（行情）答申第2号，第64号，第98号，第230号，第297号，第435号，第437号，第574号及び第657号

（注2）令和4年度（行個）答申第5173号及び第5210号

7-2 存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、令和4年度に69件（情報公開54件，個人情報保護15件）の諮問を受け、令和3年度以前の諮問も含め、91件（情報公開78件，個人情報保護13件）について答申を出している。

この存否応答拒否事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、7件あり、情報公開関連が5件（注1），個人情報保護関連が2件（注2）である。

（注1）令和4年度（行情）答申第1号，第105号，第519号及び第595号並びに令和4年度（独情）答申第20号

（注2）令和4年度（行個）答申第5199号及び第5255号

7-3 文書・保有個人情報の特定を争う事件

文書・保有個人情報の特定を争う事件については、令和4年度に164件（情報公開130件，個人情報保護34件）の諮問を受け、令和3年度以前の諮問を含め、115件（情報公開93件，個人情報保護22件）について答申を出している。

この文書等の特定を争う事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、11件あり、情報公開関連が10件（注1），個人情報保護関連が1件（注2）である。

（注1）令和4年度（行情）答申第40号，第102号，第449号，第463号，第485号，第486号及び第527号並びに令和4年度（独情）答申第1号，第16号及び第64号

（注2）令和4年度（行個）答申第5202号

7-4 逆FOIA（第三者不服申立て）事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の不開示を求める逆FOIAに関する事件については、令和4年度は諮問がなかった。令和3年度以前の諮問4件（情報公開4件，個人情報保護0件）について答申を出している。

7-5 行政文書等非該当事件

行政文書等非該当事件については、令和4年度に5件（情報公開3件，個人情報保護2件）の諮問を受け、令和3年度以前の諮問を含め、6件（情報公開4件，個人情報保護2件）について答申を出している。

7-6 適用除外事件

適用除外事件については、令和4年度に27件（情報公開5件，個人情報保護22件）の諮問を受け、令和3年度以前の諮問を含め、28件（情報公開2件，個人情報保護26件）について答申を出している。

8 その他

原処分について、「違法」等であるとして取り消すべきとした答申については、次のとおりである。

8-1 理由の提示の不備

原処分は理由の提示に不備がある違法なものであるとして、これを取り消すべきとした答申は、7件あり、情報公開関連が5件（注1）、個人情報保護関連が2件（注2）である。

（注1）令和4年度（行情）答申第1号、第67号及び第474号並びに令和4年度（独情）第20号及び第33号

（注2）令和4年度（行個）答申第5017号及び第5095号

8-2 形式上の不備

形式上の不備を理由に不開示とした原処分について、これを取り消すべきとした答申は、49件あり、情報公開関連が48件（注1）、個人情報保護関連が1件（注2）である。

（注1）令和4年度（行情）答申第288号、第525号、第610号ないし第644号及び第646号ないし第651号並びに令和4年度（独情）答申第21号、第22号及び第66号ないし第68号

（注2）令和4年度（行個）答申第5201号

9 総会（委員の全員をもって構成する合議体）及び運営会議

9-1 総会

令和4年度は、設置法6条2項に基づく総会は開催しなかった。

9-2 運営会議

令和4年度は、情報公開・個人情報保護審査会運営規則29条に基づき、運営会議を開催した（令和4年4月5日）。

10 各部会の調査審議回数

令和4年度における部会の開催状況は、以下のとおりである。

	調査審議回数
第1部会	35回
第2部会	29回
第3部会	31回
第4部会	26回
第5部会	27回

(別表) 答申の調査審議の経過欄に、「参考人」と記載のあるもの

	行情	独情
平成13年度	55	
平成14年度	83, 164, 181, 279, 395, 426, 427, 428, 429, 430, 469, 527	
平成15年度	370, 454, 509, 590, 591	44
平成16年度	319, 488, 555	
平成17年度	129, 130, 133, 230, 231, 488	9
平成18年度		
平成19年度		103
平成20年度	262	
平成21年度	288, 330	6, 10
平成22年度		
平成23年度		
平成24年度	537, 538	
平成25年度	422	
平成26年度		
平成27年度		
平成28年度		
平成29年度		
平成30年度		
令和元年度		
令和2年度		
令和3年度		
令和4年度		

(注1) 数字は答申番号である。

(注2) 個人情報保護について、該当する答申はない。

II 情報公開

1 諮問・答申件数

令和4年度の諮問件数は973件、答申件数は809件である。

なお、平成13年度から令和4年度までの総諮問件数は16,401件、総答申件数は14,895件であり、令和4年度末時点での審議中の件数は858件である。

○情報公開関連

[令和4年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
行政機関	842	728	47
独立行政法人等	131	81	2
合計	973	809	49

[平成13年度～令和4年度]

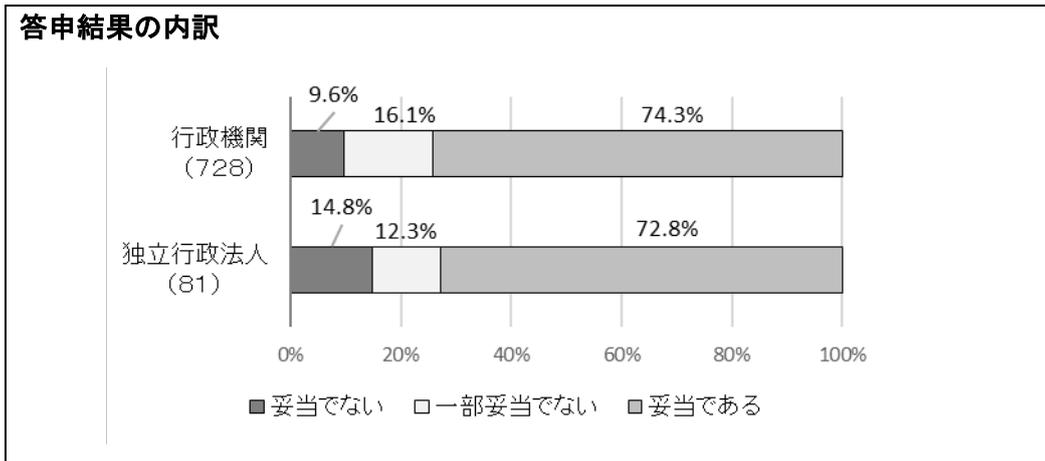
(単位：件)

	諮問件数 (a)	答申件数 (b)	取下件数 (c)	審議中の件数 (令和4年度末) (a-b-c)
行政機関	14,961	13,416	527	748
独立行政法人等	1,710	1,479	121	110
合計	16,401	14,895	648	858

2 答申結果の分類

令和4年度に出された答申件数(809件)のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの(一部妥当でないとしたものを含む)は、209件(25.8%)である。

	行政機関	独立行政法人等	合計
諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	70件 (9.6%)	12件 (14.8%)	82件 (10.1%)
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	117件 (16.1%)	10件 (12.3%)	127件 (15.7%)
小計(諮問庁の判断は妥当でない(一部妥当でないも含む)としたもの)			209件 (25.8%)
諮問庁の判断は妥当であるとされたもの	541件 (74.3%)	59件 (72.8%)	600件 (74.2%)
合計	728件 (100%)	81件 (100%)	809件 (100%)

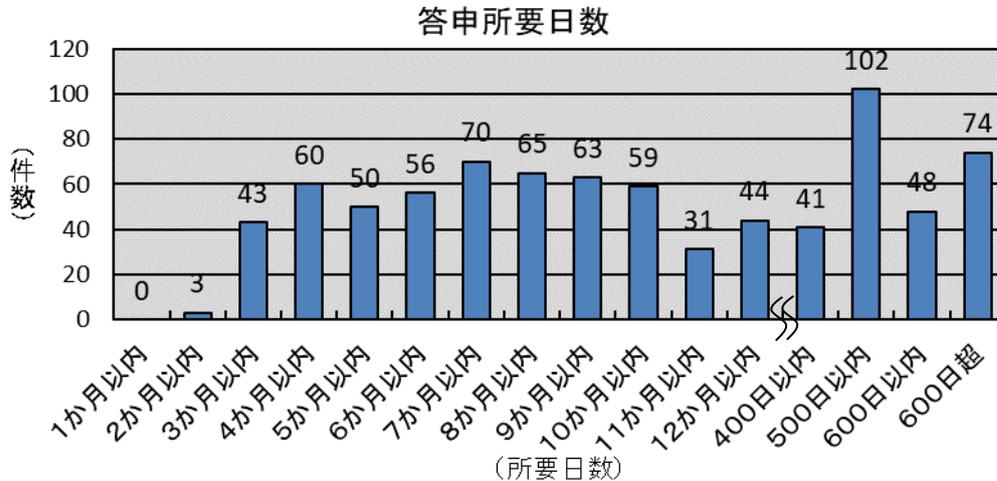


3 平均処理期間・審議回数

令和4年度の答申（809件）について、平均処理期間は320.9日、平均審議回数は2.6回であり、最短の事件では56日で処理が終了しており（令和4年度（行情）答申第577号）、最長の事件では1,428日かかっている（令和4年度（行情）答申第297号）。

なお、インカメラ決定のみであった審議を除いた平均審議回数は2.1回である。

答申までの所要日数の分布をみると、全体の約2分の1は9か月以内で答申を出しており、全体の約4分の3は400日以内に答申を出している。



4 口頭意見陳述、口頭説明聴取等の実績

令和4年度の答申（809件）についてみると、

- (1) 不服申立人等から口頭意見陳述の聴取を行った実績はない。
- (2) 諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものはない。
- (3) 調査審議の経過欄に、「参考人」と記載のあるものはない。

5 インカメラ

令和4年度の答申（809件）についてみると、対象文書を見分したとの記載があるのは376件となっている。

（注）答申の調査審議の経過欄に、「本件対象文書の見分」等と記載されている答申数である。対象文書が存在しない場合、存否応答拒否の正当性が争われている場合、一定の様式に記入された個人情報であり、その記載項目によって開示・不開示の判断が可能な場合など、事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

6 ヴォーンインデックス

令和3年度の答申（809件）についてみると、諮問庁から設置法9条3項の資料（ヴォーンインデックス）の提出を受けたとの記載があるものはない。

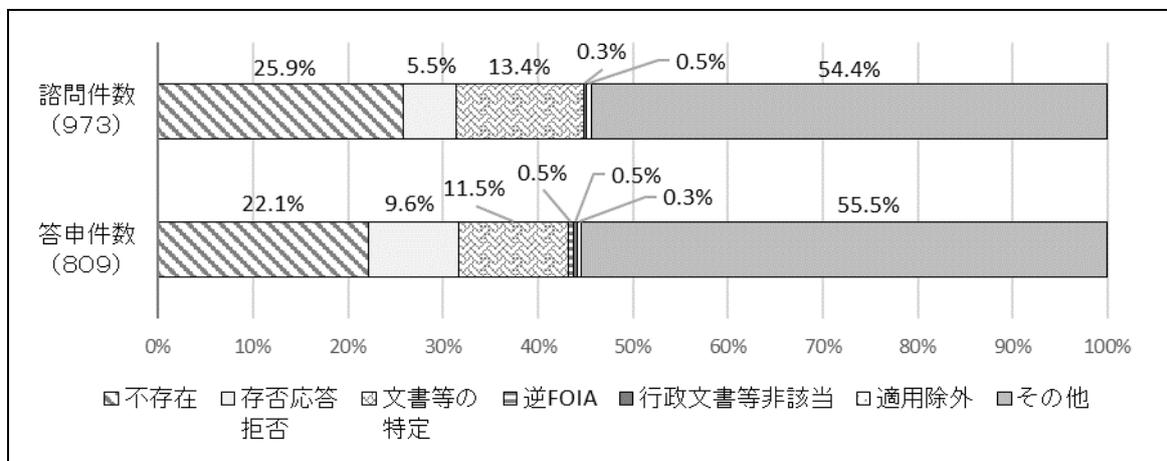
（注）ただし、ヴォーンインデックスと呼ぶことが適当であるかどうかは別として、諮問庁が自主的に、あるいは事務局の要請に応じて開示請求対象文書の内容を整理した資料を提出している場合がある。

7 特徴のある事件

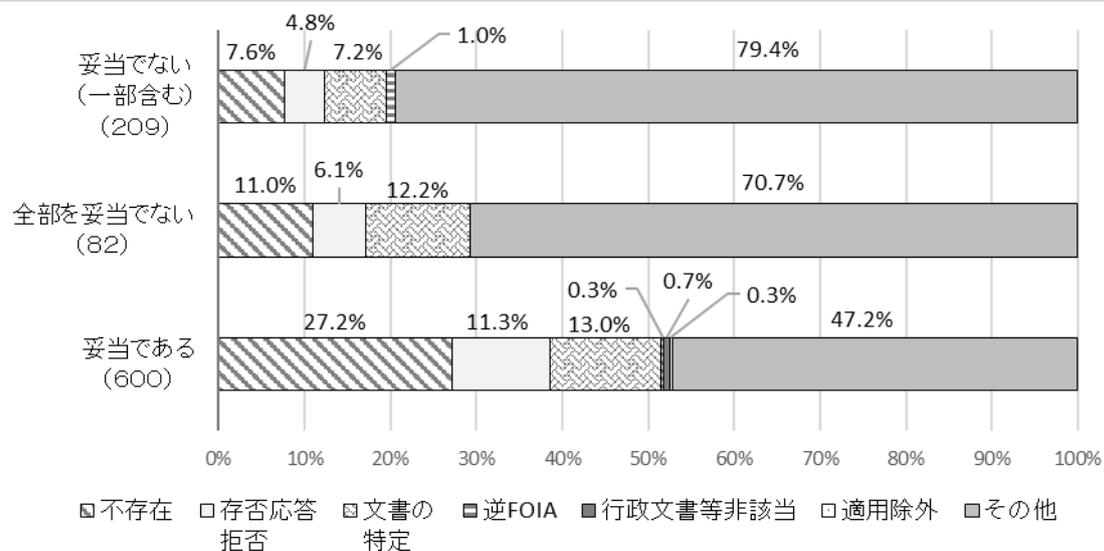
不存在事件、存否応答拒否事件等の特徴のある諮問事件については、以下のとおりである。

（単位：件）

	諮問 件数	答申 件数	答申結果別の内訳			
			妥当でない		妥当 である	
			全部を 妥当でない	一部妥当 でない		
不存在事件	252	179	16	9	7	163
存否応答拒否事件	54	78	10	5	5	68
文書の特定を争う事件	130	93	15	10	5	78
逆FOIA事件	0	4	2	0	2	2
行政文書等非該当事件	3	4	0	0	0	4
適用除外事件	5	2	0	0	0	2
その他事件	529	449	166	58	108	283
合計	973	809	209	82	127	600



答申結果別の内訳



7-1 不存在事件

不存在事件については、令和4年度に252件の諮問を受け、令和3年度以前の諮問も含め、179件について答申を出している。

この不存在事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたもの（文書が存在するとしたもの等）は、9件（注）である。

（注）令和4年度（行情）答申第2号、第64号、第98号、第230号、第297号、第435号、第437号、第574号及び第657号

7-2 存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、令和4年度に54件の諮問を受け、令和3年度以前の諮問も含め、78件について答申を出している。

この存否応答拒否事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、5件（注）である。

（注）令和4年度（行情）答申第1号、第105号、第519号及び第595号並びに令和4年度（独情）答申第20号

7-3 文書の特定を争う事件

文書の特定を争う事件については、令和4年度に130件の諮問を受け、令和3年度以前の諮問を含め、93件について答申を出している。

この文書の特定を争う事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、10件（注）である。

（注）令和4年度（行情）答申第40号、第102号、第449号、第463号、第485号、同第486号及び第527号並びに令和4年度（独情）答申第1号、第16号及び第64号

7-4 逆FOIA（第三者不服申立て）事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の不開示を求める逆FOIAに関する事件については、令和4年度は諮問がなかった。令和3年度以前の諮問4件について答申を出している。

7-5 行政文書等非該当事件

行政文書等非該当事件については、令和4年度に3件の諮問を受け、令和3年度以前の諮問も含め、4件の答申を出している。

7-6 適用除外事件

適用除外事件については、令和4年度に5件の諮問を受け、令和3年度以前の諮問も含め、2件の答申を出している。

8 その他

原処分について、「違法」等であるとして取り消すべきとした答申については次のとおりである。

8-1 理由の提示の不備

原処分は理由の提示に不備がある違法なものであるとして、これを取り消すべきとした答申は、5件（注）である。

（注）令和4年度（行情）答申第1号、第67号及び第474号並びに令和4年度（独情）答申第20号及び33号

8-2 形式上の不備

形式上の不備を理由に不開示とした原処分について、これを取り消すべきとした答申は、48件（注）である。

（注）令和4年度（行情）答申第288号、第525号、第610号ないし第644号及び第646号ないし第651号並びに令和4年度（独情）答申第21号、第22号及び第66号ないし第68号

Ⅲ 個人情報保護

1 諮問・答申件数

令和4年度の諮問件数は346件、答申件数は330件である。

なお、平成17年度から令和4年度までの総諮問件数は4,404件、総答申件数は3,974件であり、令和4年度末時点で審議中の件数は308件である。

○個人情報保護関連

[令和4年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
行政機関	305	280	5
独立行政法人等	41	50	0
合計	346	330	5

(単位：件)

	行政機関			独立行政法人等		
	諮問件数	答申件数	取下件数	諮問件数	答申件数	取下件数
開示請求関連	248	224	5	37	49	0
訂正請求関連	44	34	0	4	1	0
利用停止請求関連	13	22	0	0	0	0
合計	305	280	5	41	50	0

[平成17年度～令和4年度]

(単位：件)

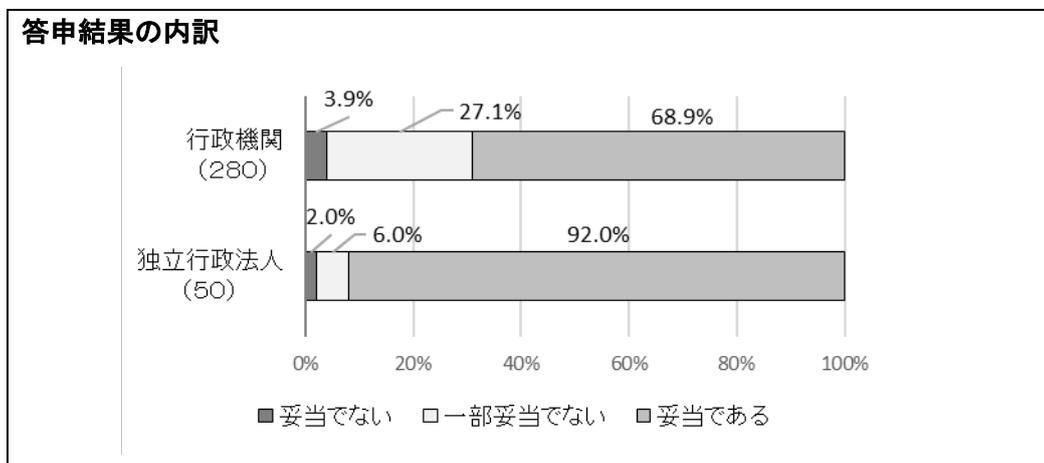
	諮問件数	答申件数	取下件数	審議中の件数 (令和4年度末)
	(a)	(b)	(c)	(a-b-c)
行政機関	3,427	3,052	93	282
開示請求	3,039	2,716	87	236
訂正請求	273	229	4	40
利用停止請求	115	107	2	6
独立行政法人等	977	922	29	26
開示請求	840	792	26	22
訂正請求	112	105	3	4
利用停止請求	25	25	0	0
合計	4,404	3,974	122	308
開示請求	3,879	3,508	113	258
訂正請求	385	334	7	44
利用停止請求	140	132	2	6

(注) 答申件数の行政機関と独立行政法人等の別は諮問時の別による。

2 答申結果の分類

令和4年度に出された答申件数（330件）のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの（一部妥当でないとしたものを含む。）は、91件（27.6%）である。

	行政機関	独立行政法人等	合計
諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	11件 (3.9%)	1件 (2.0%)	12件 (3.6%)
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	76件 (27.1%)	3件 (6.0%)	79件 (23.9%)
小計（諮問庁の判断は妥当でない（一部妥当でないも含む）としたもの）			91件 (27.6%)
諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	193件 (68.9%)	46件 (92.0%)	239件 (72.4%)
合計	280件 (100%)	50件 (100%)	330件 (100%)

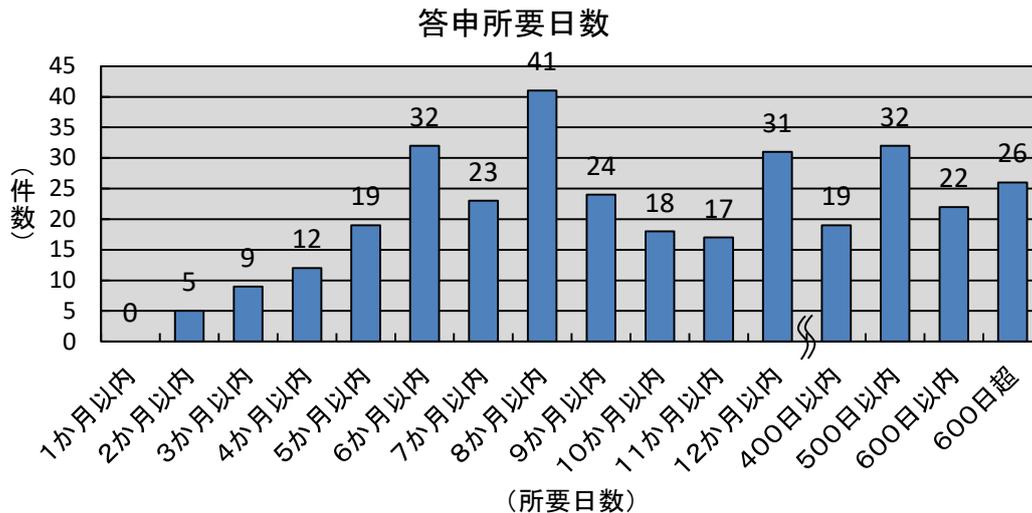


3 平均処理期間・審議回数

令和4年度の答申（330件）について、平均処理期間は321.6日、平均審議回数は2.5回であり、最短の事件では51日で処理が終了しており（令和4年度（行個）答申第8号ないし第12号）、最長の事件では1,340日かかっている（令和4年度（行個）答申第5187号）。

なお、インカメラ決定のみであった審議を除いた平均審議回数は、2.0回である。

答申までの所要日数の分布をみると、全体の約2分の1は9か月以内で答申を出しており、全体の約4分の3は400日以内に答申を出している。



4 口頭意見陳述，口頭説明聴取等の実績

令和4年度の答申（330件）についてみると，不服申立人等から口頭意見陳述を聴取したとする記載のあるものはなく，諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものもない。また，調査審議の経過欄に，「参考人」と記載のあるものもない。

5 インカメラ

令和4年度の答申（330件）についてみると，対象保有個人情報を見分したとの記載があるのは157件となっている。

(注) 答申の調査審議の経過欄に，「本件対象保有個人情報の見分」等と記載されている答申数である。対象保有個人情報が不存在である場合，存否応答拒否の正当性が争われている場合，一定の様式に記入された個人情報であり，その記載項目によって開示・不開示の判断が可能な場合など，事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

6 ヴォーンインデックス

令和4年度の答申（330件）についてみると，諮問庁から設置法9条3項の資料（ヴォーンインデックス）の提出を受けたとの記載があるものはない。

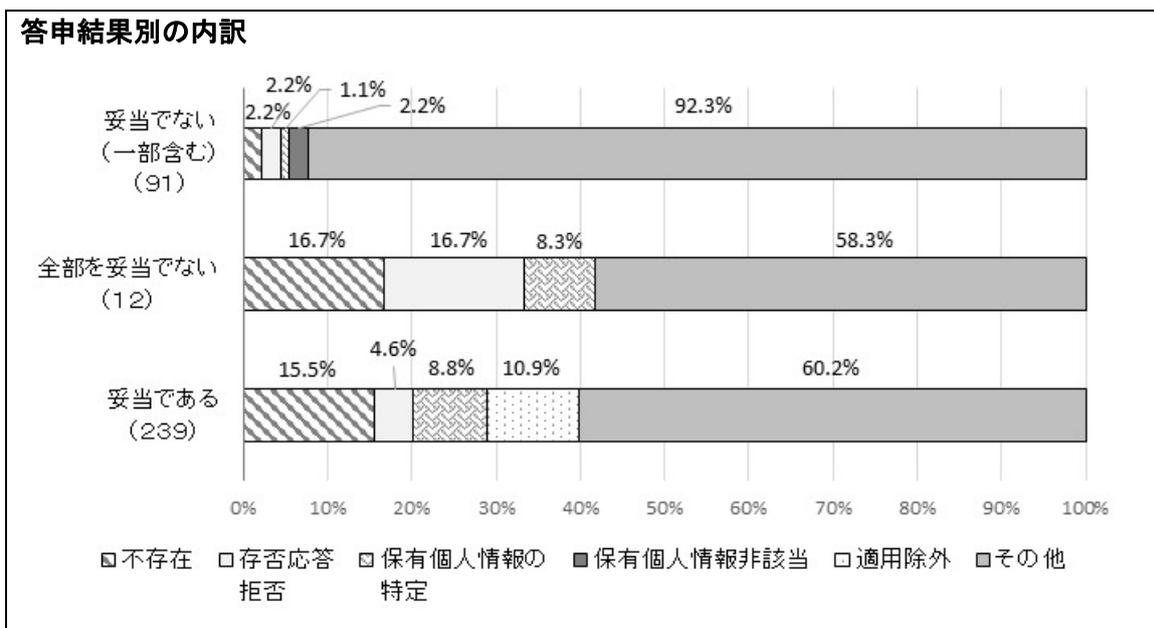
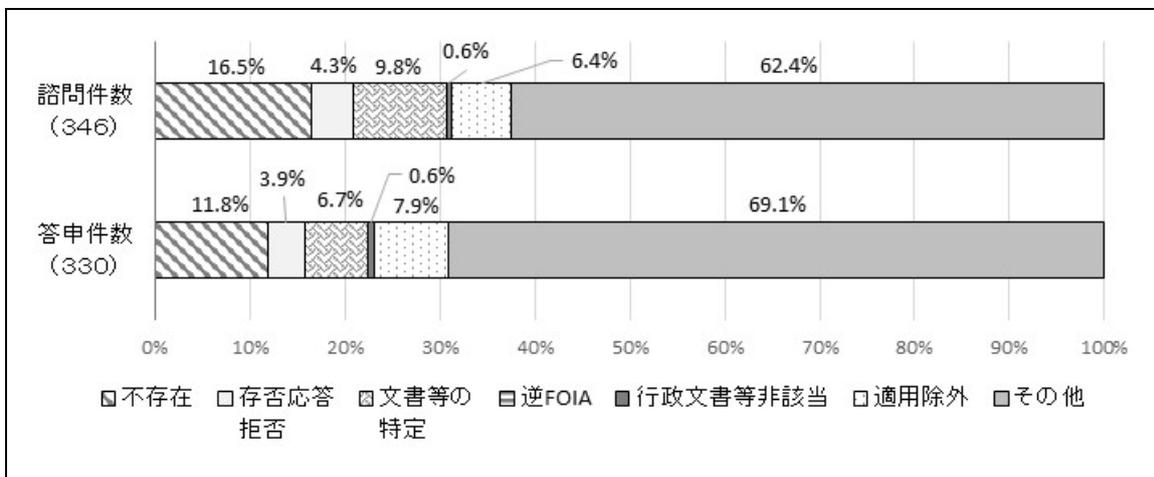
(注) ただし，ヴォーンインデックスと呼ぶことが適当であるかどうかは別として，諮問庁が自主的に，あるいは事務局の要請に応じて対象保有個人情報の内容を整理した資料を提出している場合がある。

7 特徴のある事件

不存在事件，存否応答拒否事件等の特徴のある諮問事件については，以下のとおりである。

(単位：件)

	諮問 件数	答申 件数	答申結果別の内訳			
			妥当でない			妥当 である
			全部を 妥当でない	一部妥当 でない		
不存在事件	57	39	2	2	0	37
存否応答拒否事件	15	13	2	2	0	11
保有個人情報の特定を争う事件	34	22	1	1	0	21
逆FOIA事件	0	0	0	0	0	0
保有個人情報非該当事件	2	2	2	0	2	0
適用除外事件	22	26	0	0	0	26
その他事件	216	228	84	7	77	144
合計	346	330	91	12	79	239



7-1 不存在事件

不存在事件については、令和4年度で57件の諮問を受け、令和3年度以前の諮問も含め、39件について答申を出している。

この不存在事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたもの（個人情報が存在するとしたもの等）は、2件（注）である。

（注）令和4年度（行個）答申第5173号及び第5210号

7-2 存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、令和4年度に15件の諮問を受け、令和3年度以前の諮問も含め、13件について答申を出している。

この存否応答拒否事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、2件（注）である。

（注）令和4年度（行個）答申第5199号及び第5255号

7-3 保有個人情報の特定を争う事件

保有個人情報の特定を争う事件については、令和4年度に34件の諮問を受け、令和3年度以前の諮問を含め、22件について答申を出している。

この保有個人情報の特定を争う事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、1件（注）である。

（注）令和4年度（行個）答申第5202号

7-4 逆FOIA（第三者不服申立て）事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の不開示を求める逆FOIAに関する事件については、令和4年度に諮問を受けておらず、答申も出していない。

7-5 保有個人情報非該当事件

保有個人情報非該当事件については、令和4年度に2件の諮問を受け、令和3年度以前の諮問も含め、2件の答申を出している。

7-6 適用除外事件

適用除外事件については、令和4年度に22件の諮問を受け、令和3年度以前の諮問も含め、26件について答申を出している。

8 その他

原処分について、「違法」等であるとして取り消すべきとした答申については、次のとおりである。

8-1 理由の提示の不備

原処分は理由の提示に不備がある違法なものであるとして、これを取り消すべきとした答申は、2件（注）である。

（注）令和4年度（行個）答申第5017号及び第5095号

8-2 形式上の不備

形式上の不備を理由に不開示とした原処分について、これを取り消すべきとした答申

は、1件（注）である。

（注）令和4年度（行個）答申第5201号

IV 付言の実績

当審査会では、答申において、諮問庁（又は処分庁）における情報公開・個人情報保護制度の運用が不適切である場合や、同制度の運用そのものの問題ではないとしても、同制度の円滑かつ適切な運用を行うために必要な措置について付言を行うことがある。

令和4年度の答申を整理すると、172件の答申において付言がみられ、開示決定等の理由の提示など14の項目にわたって意見が述べられている。

主な項目別件数としては、開示決定等の理由の提示に関する付言（81件）が最も多く、続いて、諮問の遅れ・早期諮問に関する付言（28件）、開示決定等通知書の不適切な記載に関する付言（19件）、開示決定等における対象文書の表記に関する付言（18件）などという順になっている。

各項目の主な付言の該当部分は、以下のとおりである。

（注）一つの答申において、複数の項目にわたって付言しているものもある。

1) 開示決定等の理由の提示について付言したもの（81件）

- ・ 本件不開示決定通知書には、不開示とした理由について、「請求に係る行政文書を保有していないため。」と記載されているところ、一般に、文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に対象文書を保有していないという事実を示すだけでは足りず、対象文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に、廃棄又は亡失したのかなど、なぜ当該文書が存在しないかについても、理由として付記することが求められる。

したがって、原処分における理由付記は、行政手続法8条1項の趣旨に照らし、適切さを欠くものであり、処分庁においては、今後の対応において、上記の点について留意すべきである。

（令和4年度（行情）答申第34号）

- ・ 当審査会において諮問書に添付された開示決定通知書を確認したところ、不開示維持部分2が記録された文書名として、「決定書案」、「審査メモ」、「メモ書き」及び「審査資料」との記載が認められ、当該部分に係る不開示の理由として、「センター内部の検討に関する情報であり、このような情報を開示すると、率直な意見交換がなされなくなり、その結果①センター内部における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれ（6号）、②民事法律扶助業務の適正な遂行に支障を及ぼす（7号柱書き）おそれがあるものである」との記載が認められる。

原処分においては、上記文書のうち「審査メモ」、「メモ書き」及び「審査資料」について、頁の全てを不開示情報に該当するとしていることから、上記不開示理由のみでは、開示実施文書を入手したとしても、センター内部の検討に関する情報であるとされた当該各頁が、どのような趣旨で作成され又は構成される文書なのか等を推測できないが、当該部分について、諮問庁は、上記2（2）イ（ア）及び（イ）のとおり説明できるのであるから、処分庁においては、今後の開示請求への対応に当たり、不開示とした具体的な理由を明確に示すよう留意すべきである。

2) 諮問の遅れ・早期諮問について付言したもの(28件)

- ・ 本件諮問は、異議申立て後、15年以上が経過してから行われている。

上記の点につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、法施行後、本件を含め短期間に大量の情報公開請求が外務省に対して行われ、その後の開示決定に対し多くの異議申立てがあり、審査会に対し案件ごとに調査・検討の上、順次諮問を行ってきたため、時間を要したとの説明があった。

しかしながら、本件異議申立ての趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでにこれほどまでの長期間を要するものとは到底考え難く、本件諮問は、遅きに失したといわざるを得ない。

このような対応は、「簡易迅速な手続」による処理とはいえず、行政不服審査制度の存在意義を否定しかねない極めて不適切なものである。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が強く望まれる。

(令和4年度(行情)答申第398号)

など

3) 開示決定等通知書の不適切な記載について付言したもの(19件)

- ・ 本件においては、上記2のとおり、本来は法8条の規定により開示請求を拒否すべきであったが、その点を措いたとしても、本件の原処分には、以下のとおり、不適切な点があったと認められる。

すなわち、上記第3の5において、諮問庁が誤記載であったと説明するとおり、処分庁は、本件対象文書に含まれていない情報について、原処分に係る開示決定通知書の「2 不開示とした部分とその理由」欄に不開示部分として記載しており、不開示とした部分の提示として不適切である。

原処分は、慎重さに欠ける不適切な対応であったといわざるを得ず、今後、処分庁においては、開示決定等に当たって、同様の事態が生じないように、正確かつ慎重な対応が望まれる。

(令和4年度(行情)答申第76号)

- ・ 審査請求人は、意見書において、原処分の決定通知書において審査請求に関する教示がなく、不適法な諮問である旨主張していると解される。

原処分に係る法人文書開示決定通知書の写しを確認したところ、原処分は、令和3年に行われているにもかかわらず、「開示しないこととされた部分について、不服がある場合には、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国立大学法人旭川医科大学長に対して異議申立てをすることができます。」との教示がなされ、平成26年に全面改正され、平成28年に施行された行政不服審査法(以下「改正行審法」という。)

に対応した内容となっていない。

この点につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、改正前の行政不服審査法に基づき、原処分において誤った教示をしてしまったとのことであった。

本件審査請求に係る手続については、改正行審法に基づき行われているところ、本件においては、原処分に係る法人文書開示決定通知書に記載の教示付記は、適切さを欠くものであり、処分庁においては、今後、開示決定等における教示等の処理に当たっては、適切な対応に留意すべきである。

(令和4年度(独情)答申第53号)

など

4) 開示決定等における対象文書の表記について付言したもの(18件)

- 別紙に掲げる文書のうち、文書21については、原処分において具体的な文書名が明らかにされていないが、本来、特段の支障がない限り、開示決定通知書には、文書の名称を具体的に記載すべきであるから、処分庁においては、今後、この点に留意して適切に対応することが望まれる。

(令和4年度(行情)答申第139号)

- 原処分1ないし原処分4に係る各行政文書開示決定通知書を確認したところ、「開示する行政文書の名称」欄には、全て「平成●年度における特許庁職員の死去に関する死亡届等」と記載されており、あたかも原処分1ないし原処分4において全て同種の文書を特定したかのような誤解を招く記載となっている。

しかし、原処分1、原処分2及び原処分4では死亡届の写し(死亡診断書(死体検案書)を含む。)が特定されており、原処分3では除籍謄本が特定されている。

行政文書開示決定通知書の「開示する行政文書の名称」欄の不明確な記載は、どのような行政文書が開示決定等されたのかに関する開示請求者の正確な理解を妨げ、ひいては、開示請求者の正当な権利を損なうおそれがある。

したがって、処分庁は、原処分において、特段の支障がない限り、本件対象文書の具体的な文書名を特定する必要があったというべきであり、今後、法9条1項の趣旨を踏まえ、行政文書開示決定通知書には原則として具体的な文書名を明示すべきである。

(令和4年度(行情)答申第404号ないし同第407号)

など

5) 文書管理について付言したもの(8件)

- 本件における審査請求人の相談への対応に関しては、通常であれば作成されるべき定着支援に係る指導記録等の文書が作成されていない。また、審査請求人から手交された相談文書も、適切に保管されず廃棄されている。適正な公文書管理は、情報公開・個人情報保護制度の運用の基礎をなすものであり、文書の作成・管理について遺漏のない対応を行うことが望まれる。

(令和4年度(行個)答申第5228号)

など

6) 補正に関する対応について付言したもの(7件)

- ・ 開示請求書の宛名欄に「総務大臣」と記載されたことについて、処分庁は、本件対象保有個人情報、四国総合通信局で保有しているため、開示請求書の補正を求め、四国総合通信局長に開示請求するよう説明をすべきであったと考えられる。

今後、処分庁においては、開示請求者に対する、適切な説明が望まれる。

(令和4年度(行個)答申第5147号)

など

7) 情報提供について付言したもの(7件)

- ・ 本件各開示請求は、開示請求者本人に係る情報の開示を求めるものであるから、処分庁は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく開示請求をするよう教示すべきであったといえる。今後、開示請求に係る事務手続において、適切な教示をするなど、的確な対応が望まれる。

(令和4年度(行情)答申第239号及び同第240号)

など

8) 開示・不開示の判断について付言したもの(6件)

- ・ 本件審査請求に係る当審査会の判断は上記2のとおりであるが、行政文書が公表されているということのみをもって開示請求の対象に該当しないと判断するのは誤りであり、処分庁は、本来、開示請求者(審査請求人)に対し、当該文書に係る情報提供及び確認等を行うべきであったのであるから、処分庁においては、今後、この点に留意して適切に対応することが望まれる。

(令和4年度(行情)答申第14号)

- ・ 本件開示請求は、特定の児童生徒を名指しし、当該児童生徒の機微な情報を含む法人文書の開示を求めるものであって、処分庁はその対応に当たっては慎重な判断が求められたというべきである。

本件審査請求に係る当審査会の判断は、上記2のとおりであるが、児童生徒の個人情報を衆目にさらすに等しい原処分は甚だ不適切であったといわざるを得ず、処分庁においては、今後、同様のことがないように、丁寧かつ適切に対応することが望まれる。

(令和4年度(独情)答申第14号)

など

9) 開示の実施手続について付言したもの(5件)

- ・ 本件においては、上記3(1)のとおり、本来不開示とすべき被告人の氏名の一部を誤って開示実施したものであり、処分庁は、今後、開示の実施に当たっては、同様の事態を生じさせないように、正確かつ慎重な対応をすべきである。

(令和4年度(行情)答申第596号)

など

10) 開示決定の迅速・的確化について付言したもの（5件）

- ・ 当審査会において原処分に係る行政文書開示請求書の写し、開示決定等の期限の延長について（通知）の写し及び行政文書不開示決定通知書の写しを確認したところ、原処分は開示決定等の延長後の期限である令和3年6月21日を超えた同年7月16日に行われている。

開示決定等の延長期限を超えて開示決定した理由について、諮問庁は理由説明書で説明し、開示請求の手續が不適切であったことを認めているところ、今後、このような問題が生じないように、法に基づき適切に対応すべきである。

（令和4年度（行情）答申第356号）

など

11) 文書等の特定について付言したもの（3件）

- ・ 本件文書1の1枚目及び本件文書3の2枚目（別表1の一連番号1及び一連番号2に掲げる部分並びに別表2の一連番号12に掲げる部分）については、上記2（2）アのとおり、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると判断したものの、審査請求人が開示を求めたのは、諮問書に添付された「保有個人情報（開示）請求書の補正書」によれば、「私（審査請求人）が提出した被相続人特定個人D（特定日死亡）に係る相続税申告書及び添付書類に関する次の書類（以下省略）」であることからすれば、審査請求人以外の共同相続人が提出した相続税の申告書及び添付書類に関する決議書である本件文書1の1枚目及び本件文書3の2枚目は、そもそも開示請求の対象には該当しなかったものと認められる。処分庁においては、今後、開示請求の対象ではない保有個人情報を特定することのないよう、適切に対応することが望まれる。

（令和4年度（行個）答申第5023号）

など

12) 審査会への対応について付言したもの（2件）

- ・ 本件の理由説明書は、上記第3のとおり、不開示箇所の誤記や原処分で開示されている部分を新たに開示するなど、記載に不備が散見されるところであり、諮問庁は、諮問に当たり、理由説明書を作成する際は、記載に事実誤認等がないか十分精査するなど、適切に処理することが望まれる。

（令和4年（行情）答申第446号及び同第447号）

13) 移送について付言したもの（2件）

- ・ 本件移送に関し、移送庁から処分庁に送付された文書（「開示請求に係る事案の移送について」）においては、開示請求に係る行政文書名として、開示請求書に記載された本件請求文書の表記がそのまま記載されており、具体的な行政文書の名称が明らかにされていない。

法12条1項に基づく事案の移送については、移送をする行政機関の長において開示

請求対象文書を特定し、当該特定された文書の開示・不開示の判断を他の行政機関の判断に委ねる方が適当な場合に、移送されるものであるところ、移送の際に、移送に係る文書の名称が明示されている必要がある。移送をする行政機関の長は、開示請求に係る行政文書について必要な補正等を行うとともに、開示請求に係る文書を保有していない場合には不開示決定を行うなど必要な開示決定等を行わなければならない。また、移送を受ける行政機関は、同項に基づく移送の協議において、開示請求の対象となる行政文書が一義的に特定されているか確認しなければならない。移送庁及び処分庁は、今後の対応において、この点につき留意すべきである。

(令和4年度(行情)答申第386号)

など

14) その他(1件)

- ・ 諮問庁は、原処分により、審査請求人が先行処分に対する審査請求によって得られる法律上の利益は消滅したと判断し、裁決において先行処分に対する審査請求を却下している。

しかしながら、原処分に対して本件審査請求がなされ、原処分後に先行処分に対する審査請求を却下せず諮問していればここまでの時間を要することにならずに済んだ旨の主張が意見書においてなされていることに鑑みれば、諮問庁は、裁決において直ちに先行処分に対する審査請求を却下するのではなく、原処分を経てもなお先行処分に対する審査請求を維持するか審査請求人に意向を確認すべきであったといえ、今後、諮問庁においては、同様の事態が生じないように、適切な対応が望まれる。

(令和4年度(行情)答申第192号)

【参考】令和4年度に付言を行った答申一覧

区 分	答 申 番 号
1) 開示決定等の理由の提示について付言したもの(81件)	令和4年度(行情) 答申第34号
	令和4年度(行情) 答申第47号
	令和4年度(行情) 答申第79号
	令和4年度(行情) 答申第87号
	令和4年度(行情) 答申第97号
	令和4年度(行情) 答申第141号
	令和4年度(行情) 答申第143号
	令和4年度(行情) 答申第146号
	令和4年度(行情) 答申第147号
	令和4年度(行情) 答申第180号
	令和4年度(行情) 答申第201号
	令和4年度(行情) 答申第202号
	令和4年度(行情) 答申第217号
	令和4年度(行情) 答申第231号
	令和4年度(行情) 答申第234号
	令和4年度(行情) 答申第236号
	令和4年度(行情) 答申第253号
	令和4年度(行情) 答申第272号
	令和4年度(行情) 答申第275号
	令和4年度(行情) 答申第329号
	令和4年度(行情) 答申第394号
	令和4年度(行情) 答申第427号
	令和4年度(行情) 答申第428号
	令和4年度(行情) 答申第430号
	令和4年度(行情) 答申第436号
	令和4年度(行情) 答申第465号
	令和4年度(行情) 答申第482号
	令和4年度(行情) 答申第483号
	令和4年度(行情) 答申第551号
	令和4年度(行情) 答申第576号
	令和4年度(行情) 答申第675号
	令和4年度(行情) 答申第677号
	令和4年度(行情) 答申第678号
令和4年度(行情) 答申第679号	
令和4年度(行情) 答申第680号	
令和4年度(行情) 答申第697号	
令和4年度(行情) 答申第698号	

令和4年度（行情）答申第704号
令和4年度（行情）答申第705号
令和4年度（行情）答申第706号
令和4年度（行情）答申第707号
令和4年度（行情）答申第708号
令和4年度（行情）答申第709号
令和4年度（独情）答申第18号
令和4年度（独情）答申第23号
令和4年度（独情）答申第40号
令和4年度（独情）答申第47号
令和4年度（独情）答申第65号
令和4年度（行個）答申第5073号
令和4年度（行個）答申第5094号
令和4年度（行個）答申第5112号
令和4年度（行個）答申第5168号
令和4年度（行個）答申第5169号
令和4年度（行個）答申第5193号
令和4年度（行個）答申第5194号
令和4年度（行個）答申第5196号
令和4年度（行個）答申第5210号
令和4年度（行個）答申第5240号
令和4年度（独個）答申第7号
令和4年度（独個）答申第5001号
令和4年度（独個）答申第5002号
令和4年度（独個）答申第5003号
令和4年度（独個）答申第5009号
令和4年度（独個）答申第5014号
令和4年度（独個）答申第5015号
令和4年度（独個）答申第5016号
令和4年度（独個）答申第5019号
令和4年度（独個）答申第5020号
令和4年度（独個）答申第5026号
令和4年度（独個）答申第5027号
令和4年度（独個）答申第5028号
令和4年度（独個）答申第5030号
令和4年度（独個）答申第5031号
令和4年度（独個）答申第5032号
令和4年度（独個）答申第5033号
令和4年度（独個）答申第5034号

	令和4年度(独個) 答申第5037号 令和4年度(独個) 答申第5038号 令和4年度(独個) 答申第5040号 令和4年度(独個) 答申第5041号 令和4年度(独個) 答申第5043号
2) 諮問の遅れ・早期諮問について付言したもの(28件)	令和4年度(行情) 答申第83号 令和4年度(行情) 答申第95号 令和4年度(行情) 答申第120号 令和4年度(行情) 答申第139号 令和4年度(行情) 答申第146号 令和4年度(行情) 答申第161号 令和4年度(行情) 答申第187号 令和4年度(行情) 答申第235号 令和4年度(行情) 答申第236号 令和4年度(行情) 答申第239号 令和4年度(行情) 答申第240号 令和4年度(行情) 答申第266号 令和4年度(行情) 答申第354号 令和4年度(行情) 答申第365号 令和4年度(行情) 答申第389号 令和4年度(行情) 答申第397号 令和4年度(行情) 答申第398号 令和4年度(行情) 答申第443号 令和4年度(行情) 答申第534号 令和4年度(行情) 答申第558号 令和4年度(行情) 答申第568号 令和4年度(行情) 答申第569号 令和4年度(行情) 答申第577号 令和4年度(行情) 答申第677号 令和4年度(行情) 答申第678号 令和4年度(行情) 答申第679号 令和4年度(行情) 答申第697号 令和4年度(行情) 答申第703号
3) 開示決定等通知書の不適切な記載について付言したもの(19件)	令和4年度(行情) 答申第2号 令和4年度(行情) 答申第76号 令和4年度(行情) 答申第254号 令和4年度(行情) 答申第363号 令和4年度(行情) 答申第366号 令和4年度(行情) 答申第367号

	<p>令和4年度（行情）答申第399号 令和4年度（独情）答申第39号 令和4年度（独情）答申第45号 令和4年度（独情）答申第53号</p>
	<p>令和4年度（行個）答申第5008号 令和4年度（行個）答申第5019号 令和4年度（行個）答申第5170号 令和4年度（行個）答申第5171号 令和4年度（独個）答申第5172号 令和4年度（行個）答申第5192号 令和4年度（行個）答申第5231号 令和4年度（独個）答申第5001号 令和4年度（独個）答申第5002号</p>
4) 開示決定等における対象文書の表記について付言したもの（18件）	<p>令和4年度（行情）答申第19号 令和4年度（行情）答申第121号 令和4年度（行情）答申第123号 令和4年度（行情）答申第128号 令和4年度（行情）答申第132号 令和4年度（行情）答申第133号 令和4年度（行情）答申第139号 令和4年度（行情）答申第397号 令和4年度（行情）答申第404号 令和4年度（行情）答申第405号 令和4年度（行情）答申第406号 令和4年度（行情）答申第407号 令和4年度（行情）答申第536号</p>
	<p>令和4年度（行個）答申第5081号 令和4年度（行個）答申第5125号 令和4年度（行個）答申第5162号 令和4年度（独個）答申第5012号 令和4年度（独個）答申第5013号</p>
5) 文書管理について付言したもの（8件）	<p>令和4年度（行情）答申第10号 令和4年度（行情）答申第119号 令和4年度（行情）答申第183号 令和4年度（行情）答申第184号 令和4年度（行情）答申第185号 令和4年度（行情）答申第186号 令和4年度（行情）答申第467号</p>
	<p>令和4年度（行個）答申第5228号</p>

6) 補正に関する対応について付言したもの(7件)	令和4年度(行情) 答申第254号 令和4年度(行情) 答申第329号 令和4年度(行情) 答申第433号 令和4年度(行情) 答申第575号 令和4年度(独情) 答申第75号
	令和4年度(行個) 答申第5147号 令和4年度(独個) 答申第5014号
7) 情報提供について付言したもの(7件)	令和4年度(行情) 答申第239号 令和4年度(行情) 答申第240号 令和4年度(行情) 答申第333号 令和4年度(行情) 答申第350号 令和4年度(行情) 答申第467号 令和4年度(行情) 答申第530号 令和4年度(独情) 答申第3号
8) 開示・不開示の判断について付言したもの(6件)	令和4年度(行情) 答申第14号 令和4年度(行情) 答申第179号 令和4年度(行情) 答申第227号 令和4年度(独情) 答申第14号 令和4年度(独情) 答申第31号
	令和4年度(行個) 答申第5035号
9) 開示の実施手続について付言したもの(5件)	令和4年度(行情) 答申第63号 令和4年度(行情) 答申第596号 令和4年度(行情) 答申第693号 令和4年度(独情) 答申第75号 令和4年度(独情) 答申第79号
10) 開示決定の迅速・的確化について付言したもの(5件)	令和4年度(行情) 答申第356号 令和4年度(行情) 答申第497号 令和4年度(行情) 答申第554号 令和4年度(行情) 答申第693号 令和4年度(独情) 答申第13号
11) 文書等の特定について付言したもの(3件)	令和4年度(行情) 答申第169号
	令和4年度(行個) 答申第5023号 令和4年度(独個) 答申第5043号
12) 審査会への対応について付言したもの(2件)	令和4年度(行情) 答申第446号 令和4年度(行情) 答申第447号
13) 移送について付言したもの(2件)	令和4年度(行情) 答申第2号 令和4年度(行情) 答申第386号
14) その他(1件)	令和4年度(行情) 答申第192号

(注) 令和4年度(行情)答申第2号,第139号,第146号,第236号,第239号及び第240号,第254号,第329号,第397号,第467号,第677号ないし第679号,第693号,第697号,令和4年度(独情)答申第75号並びに令和4年度(独個)答申第5001号,第5002号,第5014号,第5043号においては,複数の項目にわたって付言している。